

当院でのお薬の処方について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用促進の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品及びバイオ後続品の使用及び導入に関する説明を積極的に行い、使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品の供給について、十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明・ご心配等ございましたら、お気軽に医師にご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の商品名ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

令和8年6月
四天王寺病院